

お客様各位

大阪信用金庫

行政庁から認可を受けた休眠預金等の異動事由の追加について

平素は当金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、平成30年1月1日「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」の施行に伴い、同法第2条4項2号に基づき、お取り扱いする預金等の異動事由等について認可を受けております。

今般、異動事由等の追加を行い、行政庁から追加の認可を受けましたので、新たに認可を受けた異動事由等についてお知らせします。

[・詳しくはこちら](#)

”